

JGAP 審査員登録手続きの流れ

日本 GAP 協会

JGAP 審査員には【農産物】【家畜・畜産物】の2種類があります。それぞれ審査員補・審査員・上級審査員があり、各登録要件を満たすことでステップアップすることができます。【農産物】の審査員はJGAP【農産物】の審査を担当でき、【家畜・畜産物】の審査員はJGAP【家畜・畜産物】の審査を担当できます。以下の登録手続きの流れは【農産物】【家畜・畜産物】共通です。

- 審査員補 : 審査員または上級審査員の立会いの下で、個別審査および団体審査における農場の審査を担当することができる。
...有効期限1年(¥10,000/年 税別)
- 審査員 : 個別審査および団体審査における農場の審査を担当することができる。
...有効期限1年(¥10,000/年 税別)
- 上級審査員 : 個別審査および団体審査における団体事務局の審査と農場の審査を担当することができる。
...有効期限1年(¥10,000/年 税別)

審査員の登録費、および審査員継続の登録費に関しては、審査員申請書を協会を受領後、カードと一緒に請求書を送付いたします。請求書の内容を確認したうえで、お振込をお願いいたします。

(登録要件の詳細は、『JGAP 総合規則』11.JGAP 審査員をご参照ください)

審査員登録申請書はこちらからダウンロードしてください。

http://jgap.jp/LB_02/index.html#shinsain

審査員登録の流れは以下の通りです。

【JGAP 審査員補登録】

《手順1》

日本 GAP 協会のホームページから審査員補登録申請書をダウンロードし、必要事項を記入します。

【農産物】【家畜・畜産物】それぞれのJGAP 総合規則(以下「JGAP 総合規則」)で規定している審査員補の登録要件を証明する書類を【農産物】【家畜・畜産物】それぞれの審査・認証機関に提出し、審査員補の登録要件を満たしていることの証明(審査員補申請書に署名・押印)を受けていただきます。



《手順2》

審査・認証機関の署名・押印を受けた審査員補登録申請書を日本 GAP 協会に郵送します。



《手順3》

JGAP 審査員補カード・請求書を当協会より発送致します。



《手順4》

請求書記載の金額を、振込期日までに当協会の指定口座にお振込みください。



※JGAP 審査員補の有効期限は1年となっており、登録継続される場合は《手順13》をご参照下さい。

【JGAP 審査員へステップアップ】

《手順5》

JGAP 審査員補になったあとの活動として、まずは審査・認証機関への登録が必要となります。登録した審査・認証機関の指示に従い、審査のオブザーバーや立ち会い審査の経験を積むこととなります。審査・認証機関への登録については審査・認証機関にお問い合わせ下さい。

JGAP 審査員補として活動をし、JGAP 審査員の登録要件を満たし、JGAP 審査員を希望する場合は、日本GAP協会のホームページからJGAP 審査員登録申請書をダウンロードし、必要事項を記入します。

「JGAP 総合規則」で規定している審査員の登録要件を証明する書類を【農産物】【家畜・畜産物】それぞれの審査・認証機関に提出し、JGAP 審査員の登録要件を満たしていることの証明(審査員申請書に署名・押印)を受けていただきます。



《手順6》

審査・認証機関の署名・押印を受けた審査員登録申請書を日本GAP協会に郵送します。



《手順7》

JGAP 審査員カード・請求書を当協会より発送致します。



《手順8》

請求書記載の金額を、振込期日までに当協会の指定口座にお振込みください。



※ 登録継続される場合は《手順13》をご参照下さい。

【JGAP 上級審査員へステップアップ】

《手順9》

JGAP 審査員として活動をし、JGAP 上級審査員の登録要件を満たし、JGAP 上級審査員を希望する場合は、日本GAP協会のホームページから上級審査員登録申請書をダウンロードし、必要事項を記入します。

「JGAP 総合規則」で規定しているJGAP 上級審査員の登録要件を証明する書類を【農産物】【家畜・畜産物】それぞれの審査・認証機関に提出し、上級審査員の登録要件を満たしていることの証明(審査員申請書に署名・押印)を受けていただきます。



《手順10》

審査・認証機関の署名・押印を受けた上級審査員登録申請書を日本 GAP 協会に郵送します。



《手順11》

JGAP 上級審査員カード・請求書を当協会より発送致します。



《手順12》

請求書記載の金額を、振込期日までに当協会の指定口座にお振込みください。



※ 登録継続される場合は《手順13》をご参照下さい。

【JGAP 審査員補・JGAP 審査員・JGAP 上級審査員登録継続】

《手順13》

JGAP 審査員補・JGAP 審査員・JGAP 上級審査員登録の継続を希望される場合は、日本 GAP 協会のホームページから登録継続申請書をダウンロードし、必要事項を記入します。

ダウンロードはこちら、http://jgap.jp/LB_02/index.html#shinsain



《手順14》

必要事項を記入した審査員登録継続申請書を日本 GAP 協会に郵送します。



《手順15》

JGAP 審査員カード・請求書を当協会より発送致します。



《手順16》

請求書記載の金額を、振込期日までにお振込みください。

※登録期限2ヶ月前頃に継続手続きのご案内をいたしますので期限内にお手続きをお願いいたします。期限内に登録手続きが行われなかった場合、審査員登録が解除されます。期限切れから1年以内に再登録された場合は元の登録が保持されます。但し、申請日にかかわらず有効期限は元の有効期限から1年後となります。

※ 現在、JGAP 審査・認証機関は下記機関となっております。

【農産物】

インターテック・サーティフィケーション株式会社

TEL 03-3669-7435 (営業部) FAX 03-3669-7410

株式会社 北海道有機認証センター 北海道 GAP 認証センター

TEL 011-375-0123 FAX 011-375-0193

ビューローベリタスジャパン株式会社

TEL 045-651-4770 FAX 045-641-4330

一般社団法人 日本能率協会

TEL 03-3434-1446 FAX 03-3434-2086

【家畜・畜産物】

公益社団法人 中央畜産会

TEL 03-6206-0835 FAX 03-5289-0890

エス・エム・シー株式会社

TEL 046-248-7720 FAX 046-248-7721

以上